

総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和3年6月17日(水曜日)
午前9時30分～午前10時00分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 猶野智和 委員長 坪井康男 副委員長
山中佳子 委員 高木法生 委員
岡山隆 委員 村田弘司 委員
山下安憲 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
竹岡昌治 議長
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
篠田真理 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 高橋睦夫 病院事業管理者
田辺 剛 デジタル推進部長 藤澤和昭 総務企画部長
白井栄次 上下水道局長 安村芳武 病院事業局管理部長
松永潤 消防長 西山宏史 病院事業局管理部次長
石津稔行 消防次長 竹内正夫 デジタル推進課長
斉藤正憲 税務課長 岡崎輝義 管理業務課長
佐伯憲一 施設課長 古川和則 市立病院事務部事務長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。

本日も大変暑いございます。皆さん、上着に関しましては、それぞれの御判断でお願いいたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案5件について審査いたしたいと思っておりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

議長、報告事項などございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） ございません。よろしく申し上げます。

○委員長（猶野智和君） それでは、審査を始めます。最初に、議案第47号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤正憲君） それでは、議案第47号美祢市税条例の一部改正について説明をします。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、これらに関連する政令及び省令がそれぞれ公布されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、個人市民税の非課税の対象範囲について、扶養親族を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するものであります。

次に、特定公益増進法人に対する寄附金について、出資に関する業務に充てられることが明らかな場合には、控除対象外とするものであります。

また、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除について、その期限を延長するものであります。

なお、この条例ですが、個人市民税については令和6年1月1日から、また、寄附金及び医療費控除については令和4年1月1日から施行するものであります。

以上で終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第47号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 議案第48号は、美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてであります。

これは、国の介護保険の基準費用額の改定に伴い、介護老人保健施設グリーンヒル美祢に係る食費の改正を行うものであります。

この条例は、この制度の施行日に合わせまして、8月1日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。山下委員。

○委員（山下安憲君） この施設使用料の値上げなんですけれども、国の基準に対するの算定の仕方というか、この値段の改定になった計算等々を教えていただけたらと思います。

○委員長（猶野智和君） 古川市立病院事務部事務長。

○市立病院事務部事務長（古川和則君） 山下委員の質問にお答えいたします。

この改定の金額の根拠につきましては、令和2年度の介護事業経営実態調査の結果から、介護保険施設の食費の平均的な費用の額の差額の状況を踏まえまして、利用者の負担額の影響も勘案しつつ、こちらの今回のような改定となっております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山下委員。

○委員（山下安憲君） このタイミングでというか、国のほうの制度の改定はあったかもしれないんですけども、利用料が上がってるわけですね。1日当たりが53円、入所者の食費でしたら。そして、それ30日にしたら1,590円になります。年間にす

ると1万9,000円ぐらいの——以上の値上げになるんですけれども、これはちょっと、使われる——利用される方の費用としての負担には大き過ぎるような気がしますけれども。これは、この値上げに関して、何と言うか、抵抗はなかったんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 古川市立病院事業部事務長。

○市立病院事務部事務長（古川和則君） 山下委員の質問にお答えします。

確かに、委員おっしゃられるように、高齢者の方の御負担は増加することとなっておりますけど、原材料費の高騰等、物価の上昇等を踏まえまして、こちらの改定は、国に沿ってやることで、やむなしということで判断させていただきました。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回、病院等事業使用料手数料条例ということで、一部改正。

これは別に、基本的には、今回、朝昼夕、52円、23円、15円上がっております、どうせこれ家で——入院しなくても、家で食事すれば同じお金がかかる。場合によっては、家のほうがようけかかる可能性もあります。その辺もちゃんと見ていかなくちゃならないと思っております。

それで、この金額、少し上がったんですけど、これに対して、今までの栄養価に対する評価というものは従来どおりと変わってないんか、それとも多少上がったんか。その辺、値段が上がったということで、そういったところの考慮というものがあつたのかどうか、この辺についてお伺いします。

○委員長（猶野智和君） 古川市立病院事務部事務長。

○市立病院事務部事務長（古川和則君） 岡山委員の質問にお答えいたします。

先ほど質問がありました栄養価については、現状の水準を落とさないようにさせていただきたいってことでさせていただいております。

栄養価の改定についてはございませんので、現状維持ということでさせていただいているところでございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 分かりました。

また、そういったことで、今後も入院患者に関して、こういった栄養に対する評価というものが下がらないように、こういった対応をしっかりと推し進めていただ

きたいと思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。山下委員。

○委員（山下安憲君） この件に対しては、反対の意見をさせていただきます。

これ、年間で1万9,000円以上ですよ。入所している方が、年金で生計を立ててらっしゃる方、年金がそれだけ上がったわけではありませんし、そして、家族の方がその分を負担するということでしたら、その家族の方に今度は収入を求めることになるんですけれども。

こういうちょっと、もう現実味——現実にこれだけの値段が上がるということは、かなり深刻だと思うんですね。このコロナ禍に、収入の増加が見込めないようなときに上げるのはいかななものかと思って、このたびは反対の意見とさせていただきます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第48号を採決いたします。それでは、本案に対して賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（猶野智和君） 挙手多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号令和3年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第46号令和3年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

このたびの補正は、建設改良費におきまして、上野・秋吉地区水道統合整備事業の早期完成を目指すため、事業費を追加する補正でございます。

補正予算書の予算の実施計画で御説明させていただきます。3ページ、4ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、建設改良費の追加に伴い、下から2行目の営業外収益の消費税還付金を2,899万1,000円追加し、収入合計を7億8,274万7,000円とするものであります。

なお、この補正は、消費税還付金の追加でありますので、税抜の収益的収支は、既決予算と同じく当年度純損失2,590万5,000円の予定となるものであります。

続きまして、資本的収入及び支出であります。予算書5ページ、6ページを御覧ください。

まず、支出について御説明します。

下の表の支出の説明欄を御覧ください。

上野・秋吉地区水道統合整備事業におきまして、委託料では、曾原中継ポンプ所実施計画業務ほかといたしまして4,037万6,000円追加し、工事請負費では2億7,732万1,000円追加し、支出の合計を10億214万9,000円とするものであります。

一方、収入では、上の表になりますが、企業債を3億1,520万円追加し、収入の合計を7億3,495万5,000円とするものであります。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第3条の資本的収入及び支出の本文の下から4行目になります。この補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億6,719万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,406万5,000円、過年度分損益勘定留保資金8,798万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,514万7,000円で補填するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 今回、秋芳地域の実情を考慮し、仕事を当初予算の段階から前倒し——前倒ししていただきましたことは、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

そして、この工事の完成、最終的に供用開始というのはいつになるのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

このたび、6月補正で計上させていただいておりますものは、これは令和5年度中の完成を見込んだ事業計画に基づいて提案をさせていただいたところでございます。

供用開始につきましては、令和5年度中の完成を見込み、令和6年4月1日からの供用開始ということで目標を定めて進めさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 資本的収入及び支出ですけど、この工事請負費が2億7,732万1,000円ということで、上野・秋吉地区水道統合整備事業ということで予算がついてます。

今回、この中で、曾原中継ポンプ所は、これは新たに新設されるという捉え方でいいんか。それとも、これ以外にまだ中継ポンプ所、曾原以外に建設する——しなくても大丈夫かどうか。これについて、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 佐伯施設課長。

○施設課長（佐伯憲一君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

曾原中継ポンプ所、構築については1か所なのかという話ですけど、この全体計画の中では、曾原中継ポンプ所は1か所設置することにしております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。

それで、今後工事請負費2億7,732万1,000円、これは令和3年度中に行われる工事請負費ということとっておりますけど。これは、工事の延伸、繰越しになってしまう可能性というものはあるのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 佐伯施設課長。

○施設課長（佐伯憲一君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

令和4年度に、今この予算で追加しております工事請負費2億7,732万1,000円で

ございますけど、施工延長につきましては、延長が3.5キロとなっております。したがって、その3.5キロを、今のところ4工区に分けて発注することにしております。

したがって、今の時点では、繰越しについては考えておりません。年度内完成ということを考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。

最後に、今回、上野から秋吉地区までです。秋吉地区には、もう水道管が各地域にはついておるところは多いと思いますけど、上野から秋吉、秋吉の中心地まで水道管、本管がつくと思いますけれども、それがついたら、あと各秋吉の地域に管をつなげば、つながってくるとは——軟水の水が流れていくとは思いますが。

これは基本的には、最終的な、秋吉地区のどの地域に最終的に、最終の位置——位置になるか。どこまでつなぐという明確な位置というのはどこまででしょうか。最後にお伺いします。

○委員長（猶野智和君） 佐伯施設課長。

○施設課長（佐伯憲一君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

この全体計画につきましては、祖父ヶ瀬浄水場、それから、第2配水池を經由して広谷の配水池まで水を送ることにしております。

したがって、途中の河原地区、そして永明寺地区、そして広谷地区に給水する計画でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第46号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号財産の取得についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） それでは、議案第49号財産の取得について御説明をいたします。

これは、美祢市有線テレビにおける放送電波をケーブルテレビ用に変換し、伝送路に送り出す装置であるヘッドエンド幹線光アンプ装置が老朽化したことによる設備更新に伴う財産の取得にあたり、美祢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

購入物品は、昨年度から引き続き整備を行うもので、ヘッドエンド装置の光アンプユニット16台、光スプリッタモジュール36台ほかでございます。

なお、このことに関わる契約にあたりましては、令和元年度から令和2年度にかけて実施してまいりました放送設備の更新の継続であり、設備及び設定作業の効率性、責任分界点の明確化、安定稼働の確実性を考慮すると、既存の設備を導入し、当該備品のメーカーでもある住友電気工業株式会社へ地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約としております。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第49号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のと

おり可決されました。

次に、議案第50号財産の取得についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。石津消防次長。

○消防次長（石津稔行君） 議案第50号財産の取得について御説明させていただきます。

初めに、財産取得します災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車について御説明をいたします。

美祢市消防本部に配備する緊急車両については、国の定める消防力の整備指針に基づき整備しており、火災消火活動等で運用する消防ポンプ自動車は、美祢市消防署美祢消防署管内には3台を配置することとしております。

今回更新する車両は平成11年度に整備したもので、運用開始から21年を経過し、車体シャシーの経年劣化、エンジン及びポンプの疲労度等から、今後起こりうる災害活動において、確実性・安全性を確保することが困難になりつつある状況であり、更新整備を行うものであります。

それでは、議案書を御覧ください。

記として、契約書抜粋を記しております。

1の取得財産につきましては、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車一式であります。

2の取得金額は4,972万円で、これには消費税及び地方消費税分452万円を含んでおります。

3の契約方法につきましては、市内の自動車販売関係事業所及び県内の消防ポンプ自動車取扱事業所による指名競争入札としました。

4の契約の相手方につきましては、去る5月28日に執行しました入札において落札いたしました、宇部市に所在します有限会社藤中ポンプ店との契約であります。

次に、参考資料を御覧いただき、取得財産の概要について説明いたします。

整備する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車であります。機装メーカーは吉谷機械製作所、車体は日野自動車製、ディーゼルエンジンを搭載したマニュアルトランスミッション、四輪駆動方式、水槽に1.5トンの消火用水を積載し、乗車定員は5人です。

次に、装備及び積載資機材ですが、A-2級ポンプ、三連梯子、空気呼吸器等、車

両に積載する活動用資機材を列記させていただいております。

納期は、令和4年2月25日とし、完成後の配備場所につきましては、検収後、美祢市消防署美祢消防署としております。

なお、このたびの整備事業には、財源として、緊急援助隊設備整備費補助金1,375万円、消防施設整備事業債3,500万円を予定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ちょっと、1点だけお伺いしたいと思います。

今回のポンプ車におきましては、消防ポンプ自動車一式、エンジンの種類がディーゼルエンジンとなっております。

それで今後、どうしてもディーゼルエンジンじゃないと、水害とかそういった状況の中で出動していくということでもありますし、ディーゼルエンジンが今消防自動車としては主流となっておりますけれども、これも、今後ともずっと同じような形で続いていくかどうか。その辺のちょっと方向性が、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 岡山委員の御質問にお答えします。

エンジンの——ディーゼルエンジン、それからガソリンのエンジンもあるんですけど、消防車両——緊急車両については、救急自動車は、現在はガソリンのほうを使っております。消防車両については、シャシー、車体の関係でディーゼルエンジンが主となっております。

今、一般的には、電気自動車がこれから普及をしていくと思われるんですけど、消防自動車につきましては、活動時間が制限をされることから、まだ電気自動車の普及は進んでいない状況であります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第50号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で付託されました議案5件につきまして、審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前10時00分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月17日

総務企業委員長